

預金保険機構の特例業務勘定の廃止時における資産及び負債の処理を定める件

(平成十五年三月二十五日金融庁・財務省告示第六号)

預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)附則第五条第一項の規定に基づき、特例業務勘定の廃止の際、同勘定に属する資産及び負債に関し金融庁長官及び財務大臣が定める資産及び負債を次のとおり定め、公布の日から適用する。

一 資産の部

現金・預金

預け金

仮払金

前払金

前払費用

未収収益

未収金

貸倒引当金

買取資産

求償権

協定銀行株式

協定銀行貸付金

建物

工具・器具・備品

電話加入権

敷金・保証金

協定銀行保証債務見返

不動産

動産

二 負債の部

短期借入金

未払金

未払費用

預り金

前受収益

仮受金

退職給与引当金

協定銀行保証債務